

2. 中学校区非行防止対策事業補助金

青少年の非行防止や健全育成を図ることを目的として行われる、中学校区青少年育成連絡協議会の事業に対して、補助金を交付し、活動を助成します。

3. 南区青少年校区交流支援事業

校区の子どもたちが他校区の子どもたちとともに、スポーツ・レクリエーションや文化芸術などを体験・交流することにより、青少年の健全育成を推進することを目的として、2校区以上が合同で行う青少年育成事業に対して支援を行うものです。

■支援対象事業

南区内の小中学校区及び中学校区を含む2校区以上が合同で実施し、校区内の子どもたちを対象とした青少年育成事業とします。

※中学校区非行防止対策事業補助金の補助事業、地域こども育成事業の支援事業は除きます。

■支援内容

(1) 予算の範囲内で、次の物的支援（現物支給。講師へ直接支払い）を行います。

①事業参加者に提供する記念品（例：メダル、トロフィ等）※食糧は除く

②研修会・講演会などの講師謝礼金

(2) 支援限度額は、合同で実施する校区のうち、南区内の校区数により次のとおりとなります。

支援対象校区数	支援限度額
1校区	16,000円以内
2校区	25,000円以内
3校区	40,000円以内
4校区以上	60,000円以内

■支援の流れ

